

さぬき市告示第125号

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、別紙に掲げる書類を公示送達する。
なお、送達すべき書類は、市民部税務課で保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月12日

さぬき市長 大山茂樹



公 示 送 達 書

送 達 す る 書 類		令和8年度 香川県さぬき市 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書	
送達を受けるべき者			備 考
住(居)所 (所在地)	氏 名 (名 称)		
1	カンボジア	EM SOM AN	
2	ベトナム	NGUYEN THI LY	
3	ラオス	SIHANOUVONG KINGTHONG	
4	ベトナム	TANG THI HUE	
5	ラオス	PHIMMASONE BOUNTHAVY	
6	ラオス	BLIACHUE SIA YA	
7	フィリピン	JAVIER MICHAEL JOHN ADE	
8	フィリピン	BERIBER RODITO JR TORIB	
9	ベトナム	VU XUAN HI EP	
10	ベトナム	HOANG TAILINH	
11	ベトナム	LE VAN NAM	
12	ベトナム	LE PHUONG NAM	
(注) この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、上記の書類の送達があったものとみなされます。			

公 示 送 達 書

送 達 す る 書 類		令和8年度 香川県さぬき市 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書	
送達を受けるべき者		備 考	
住(居)所 (所在地)	氏 名 (名 称)		
13	英国	松原 夕姫	
14	フィリピン	DE GUZMAN GWEN GAROL ACAN	
15	ベトナム	PHAM VAN A N	
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
(注) この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、上記の書類の送達があったもの□とみなされます。			